

# 個人町県民税の計算例

## サラリーマン Aさんの場

■ 家族構成	妻（収入なし）、子ども2人（21歳・16歳）
■ 平成25年中の収入	4,500,000円
■ 支払った保険料	社会保険料 500,000円
	80,000円 一般（旧）
	生命保険料 80,000円 介護医療保険
	90,000円 個人年金（新）

### 1) 所得金額の計算



>>> [所得金額の算出方法](#)

4,500,000円 ÷ 4 = 1,125,000円 ※1,000円未満切捨て

1,125,000円 × 3.2 - 540,000円 = 3,060,000円 ①

### 2) 所得控除額の計算



社会保険料控除 ..... 500,000円

支払った全額

生命保険料控除 (Ⓐ一般【旧】) ..... 35,000円

>>> [生命保険料控除の算出方法](#)

(Ⓑ介護医療保険) ..... 28,000円

(Ⓒ個人年金【新】) ..... 28,000円

Ⓐ+Ⓑ+Ⓒは最高70,000円により ..... 70,000円

一般の配偶者控除

配偶者控除 ..... 330,000円

16歳の子は一般扶養に該当

扶養控除 (一般扶養) ..... 330,000円

21歳の子は特定扶養に該当

(特定扶養) ..... 450,000円

基礎控除 ..... 330,000円

すべての納税義務者が控除できる

所得控除の合計 2,010,000円 ②

### 3) 税額の計算



上記① - ② = 課税所得金額 (課税標準) ③ ※1,000円未満切捨て

3,060,000円 - 2,010,000円 = 1,050,000円 ③

### 4) 所得割額の計算



【町民税】課税所得金額③ × 6% 1,050,000円 × 6% = 63,000円 ④

【県民税】課税所得金額③ × 4% 1,050,000円 × 4% = 42,000円 ⑤

### 5) 調整控除の計算



>>> [調整控除の算出方法](#)

#### 5-1 人的控除の差額を算出

配偶者控除 扶養控除(一般) 扶養控除(特定) 基礎控除

50,000円 + 50,000円 + 180,000円 + 50,000円 = 330,000円

#### 5-2 調整控除額の算出

課税所得金額 1,055,000円 > 人的控除の差額合計 330,000円 なので

町民税分 ⇒ 330,000円 × 3% = 9,900円

この金額を上記4)で算出した所得割額からそれぞれ差し引きする

県民税分 ⇒ 330,000円 × 2% = 6,600円

#### 5-3 差引所得割額の計算 ※100円未満切捨て

町民税 ④ 63,000円 - 9,900円 = 53,100円 ⑥

県民税 ⑤ 42,000円 - 6,600円 = 35,400円 ⑦

### 6) 個人町県民税額の計算



個人町県民税額 = 町民税の所得割額⑥ + 県民税の所得割額⑦ + 均等割額⑧

【均等割額】 町民税 3,500円 + 県民税 2,500円 = 6,000円 ⑧

53,100円⑥ + 35,400円⑦ + 5,000円⑧ = 94,500円

平成26年度分の個人町県民税

## 所得金額の算出方法

### ● 給与と所得金額の計算

給与と所得の計算には、必要経費に代わるものとして収入金額から給与と所得控除額を差し引いたものになります。なお、収入金額が660万円未満の場合は、所得税法別表5（簡易給与と所得表）により給与と所得の金額を求めます。

給与等の収入金額（A）	給与と所得の金額	給与等の収入金額（A）	給与と所得の金額			
～ 650,999円	0円	1,628,000円～1,799,999円	$A \div 4 = B$ (千円未満切捨て) <table border="1"> <tr> <td><math>B \times 2.4</math></td> </tr> <tr> <td><math>B \times 2.8 - 180,000</math>円</td> </tr> <tr> <td><math>B \times 3.2 - 540,000</math>円</td> </tr> </table>	$B \times 2.4$	$B \times 2.8 - 180,000$ 円	$B \times 3.2 - 540,000$ 円
$B \times 2.4$						
$B \times 2.8 - 180,000$ 円						
$B \times 3.2 - 540,000$ 円						
651,000円～1,618,999円	$A - 650,000$ 円	1,800,000円～3,599,999円				
1,619,000円～1,619,999円	969,000円	3,600,000円～6,599,999円				
1,620,000円～1,621,999円	970,000円	6,600,000円～9,999,999円	$A \times 0.9 - 1,200,000$ 円			
1,622,000円～1,623,999円	972,000円	10,000,000円～14,999,999円	$A \times 0.95 - 1,700,000$ 円			
1,624,000円～1,627,999円	974,000円	15,000,000円～	$A - 2,450,000$ 円			

### ● 公的年金等の雑所得金額の計算

厚生年金や国民年金などの公的年金等については、必要経費にかわるものとして次のとおり年齢及び収入金額から公的年金等控除額を差し引いたものになります。

【65歳未満】

公的年金等の収入金額（C）	公的年金等の雑所得の金額
～700,000円	0円
700,001円～1,299,999円	$C - 700,000$ 円
1,300,000円～4,099,999円	$C \times 0.75 - 375,000$ 円
4,100,000円～7,699,999円	$C \times 0.85 - 785,000$ 円
7,700,000円～	$C \times 0.95 - 1,555,000$ 円

【65歳以上】

公的年金等の収入金額（C）	公的年金等の雑所得の金額
～1,200,000円	0円
1,200,001円～3,299,999円	$C - 1,200,000$ 円
3,300,000円～4,099,999円	$C \times 0.75 - 375,000$ 円
4,100,000円～7,699,999円	$C \times 0.85 - 785,000$ 円
7,700,000円～	$C \times 0.95 - 1,555,000$ 円

## 調整控除の算出方法

### ● 調整控除について

国から地方への税源移譲により、所得税と住民税の税率が平成19年度から変わりました。しかし、所得税と住民税では基礎控除や扶養控除などの人的控除額に差があるため、今までと同じ収入でも課税所得に差が出てしまい、負担が大きくなってしまいます。

このような負担増を調整するため、個々の納税者の人的控除の状況に応じて、住民税所得割額から一定の額を控除する「調整控除」が設けられました。

### ● 計算方法

- ① 右の「人的控除の差額一覧」より、該当する人的控除の差額を合計します。
- ② 課税所得金額に応じて、下の「調整控除額の計算方法」により町民税、県民税それぞれの調整控除額を算出します。
- ③ 所得割額から②で算出した額を差し引いた金額が、調整控除後の所得割額となります。  
(100円未満は切捨て)

【人的控除の差額一覧】

所得控除の種別		所得税	住民税	差額
障害者控除	普通	27万円	26万円	1万円
	特別	40万円	30万円	10万円
	同居特別	75万円	53万円	12万円
寡婦控除	一般	27万円	26万円	1万円
	特定	35万円	30万円	5万円
寡夫控除		27万円	26万円	1万円
勤労学生控除		27万円	26万円	1万円
配偶者控除	一般配偶者	38万円	33万円	5万円
	老人配偶者	48万円	38万円	10万円
配偶者特別控除	配偶者の合計所得金額 38万円超え40万円未満	38万円	33万円	5万円
	配偶者の合計所得金額 40万円以上45万円未満	36万円	33万円	3万円
扶養控除	一般扶養	38万円	33万円	5万円
	特定扶養	63万円	45万円	18万円
	老人扶養	48万円	38万円	10万円
	同居老親	58万円	45万円	13万円
基礎控除		38万円	33万円	5万円

課税所得金額	調整控除額の計算方法	
200万円以下	人的控除の差の合計額（D）	D、Eのいずれか小さい額に 【町民税】DかE×3% ・ 【県民税】DかE×2%
	個人住民税の課税所得金額（E）	
200万円超え	人的控除の差の合計額（D）	D - F = G 【町民税】G×3% ・ 【県民税】G×2% ※ Gが5万円未満の場合は、5万円で計算する
	課税所得金額から200万円を控除した額（F）	

個人町県民税の算出方法の一部を掲載しています。詳しい情報や、その他の町税に関することは、八千代町公式ホームページ：税金のページ（<http://www.town.ibaraki-yachiyo.lg.jp/life/tax/index.html>）をご覧ください。

八千代町役場 税務課 住民税係 TEL：0296-48-1111（内線1330）